

大口町告示第81号

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成20年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例」を「大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例」に改める。

第4条第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。